

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

1. 企業間の連携（オープンイノベーション）

・各々の流通過程に関わるパートナー企業と連携し、業務効率の向上と品質の維持に努めます。また、主要な協力会社と定期的なミーティングを開催し、業界動向や技術トレンドの共有、品質向上のための情報交換を行います。

・地域の個人事業主や中小企業との協業を推進し、地域経済の活性化に貢献します。

2. 専門人材マッチング

・スキルシェアリングの推進：各社の得意分野を活かし、専門技術やノウハウの共有を図る。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

当社は、下請代金は可能な限り現金で支払い、手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、下請代金支払遅延等防止法に従い、支払サイトを60日以内とすることとします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

- 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。
- 災害時等においては、下請事業者取引上一方的な負担を押し付けないようにし、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

これらの取り組みを通じて、当社は取引先との公正で持続可能な関係構築を目指します。

3. その他（任意記載）

- 取引先との定期的な意見交換会を開催し、信頼関係の強化に努めます。

令和7年9月8日

035
企業名

代表 尾崎 千春
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。